

1. 組織名

日本蒸留酒酒造組合

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

米国の連邦政府規制において、清酒(ワインカテゴリー酒類)以外は、容量が750mlでないと米国向けに輸出できないという規制がある。他国にはない輸入規制であり、米国市場への参入障壁となっている。

上記の理由により、米国向けの容器を別途用意する必要があり、参入コストが非常に高くつくという問題点がある。

米国に対して、容量規制の緩和を要望します。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

蒸留酒の関税については、欧州諸国等では軒並み撤廃されているが、アジア諸国は、香港やシンガポール等の一部の国を除いて、高い関税率が課されているところが多い。関税の撤廃・低減税率適用の実現を希望する。

※例えばマレーシアの関税率は、日本酒が1リットル(アルコール100%あたり)25.5リンギ、スパークリングワイン以外のその他のワインが7リンギであるのに対し、焼酎は64.5リンギ(アルコール100%あたり)と他酒より高い関税率がかけられている。

※ 同一の交渉分野について、2つ以上意見等を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。

※ 異なる交渉分野について、意見等を提出される場合は、シートを分けて記入・提出願います。